

○大野城市事業所ごみ減量・リサイクル促進事業実施要綱

平成22年 8月30日要綱第24号

改正

平成23年 3月31日要綱第15号

大野城市事業所ごみ減量・リサイクル促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用に積極的に取り組んでいる市内の事業所を大野城市ごみ減量・リサイクル優良事業所（以下「優良事業所」という。）として認定し、又は大野城市ごみ減量・リサイクル推進事業所（以下「推進事業所」という。）として登録することにより、事業所の一般廃棄物の減量化等に関する活動を促進し、事業所及び市民のごみ減量意識の向上を図ることを目的とする。

(対象事業所)

第2条 この要綱の対象となる事業所は、市内に所在する事業所とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業所は、この要綱の対象としない。

- (1) 申請日の1年前の日以後法令に違反した事業所
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの又は暴力団員が役員となっている事業所
- (3) その他市長が適当でないと認める事業所

(申請)

第3条 事業所は、優良事業所として認定を受けようとするときは、大野城市ごみ減量・リサイクル優良事業所認定申請書（様式第1号）により、推進事業所として登録を受けようとするときは、大野城市ごみ減量・リサイクル推進事業所登録申請書（様式第2号）により申請しなければならない。

2 前項に定める申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

(審査)

第4条 市長は、前条第1項の規定による認定又は登録（以下「認定等」という。）の申請があったときは、別に定める認定等の基準により審査するものとする。

2 前項の規定による審査において必要と認めるときは、事業所の一般廃棄物の減量化等に関する活動状況を把握するため、実地調査を行うことができる。

(認定等)

第5条 市長は、前条第1項に定める審査の結果、適当と認めた事業所を優良事業所として認定し、又は推進事業所として登録する。この場合において、優良事業所に対しては認定証を交付するものとする。

2 前項に定める認定等の有効期間は、認定等を受けた日から起算して2年間とする。

(認定等を受けた事業所)

第6条 優良事業所及び推進事業所（以下「優良事業所等」という。）は、認定等の有効期間内において、ロゴマークを掲示し、並びに名刺及びパンフレット等に使用することができる。

2 優良事業所等は、認定等の基準に関し、実施できていない項目について改善するよう努めるものとする。

（優良事業所等の活動への支援）

第7条 市長は、優良事業所等の名称、一般廃棄物の減量化等に関する活動内容及びその他の事項について、広報及びホームページ等にて周知を行い、活動を支援する。

（認定等の取消し）

第8条 市長は、優良事業所等が次の各号のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができる。

- （1）事業所を廃止又は休止したとき。
- （2）認定等の基準に定める条件を満たさないこととなったとき。
- （3）虚偽の申告により認定等を受けたことが明らかになったとき。
- （4）第2条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- （5）その他市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により認定等を取り消すときは、当該事業所に対し理由を付して文書で通知するものとする。

3 前2項の規定により認定等を取り消された事業所は、ロゴマークの使用を中止しなければならない。この場合において、優良事業所にあつては、認定証を返還しなければならない。

（表彰）

第9条 市長は、一般廃棄物の減量化等を特に積極的に取り組んでいると認められる優良事業所を表彰するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日要綱第15号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月17日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

大野城市長 様

名 称

代表者名 印

大野城市ごみ減量・リサイクル優良事業所認定申請書

大野城市ごみ減量・リサイクル優良事業所として認定を受けたいので、大野城市事業所ごみ減量・リサイクル促進事業実施要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき申請します。

記

1. 認定を受けようとする事業所

名称	
所在地	
代表者	
廃棄物管理責任者	
連絡先	

2. 実施している具体的内容

項目	具体的内容
適正処理	
発生抑制	
再利用・再生利用	
啓発活動等	

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

大野城市長 様

名 称

代表者名

大野城市ごみ減量・リサイクル推進事業所登録申請書

大野城市ごみ減量・リサイクル推進事業所として登録を受けたいので、大野城市事業所ごみ減量・リサイクル促進事業実施要綱第3条第1項の規定に基づき申請します。

記

登録を受けようとする事業所

名称	
所在地	
代表者	
連絡先	

2. 実施している具体的内容

項目	具体的内容
適正処理	
発生抑制	
再利用・再生利用	
啓発活動等	